

令和6年度 林業労働力マッチング支援事業の運用について

1 趣旨

この運用は、林業労働力対策事業補助金交付要綱及び林業労働力対策事業実施要領（以下「要領」という。）並びに林業労働力対策事業実施要領要領別紙7（以下「要領別紙7」という。）の運用について、必要な事項を定める。

2 マッチング支援団体

要領別紙7第2の1（1）エのマッチング団体とは、以下の者をいう。

- (1) 要領第2第2項に定義する林業関係団体
- (2) 上記の他、知事が認める団体

3 経費の単価等

要領別紙7第2の1（3）の要件等は以下のとおりとする。

- (1) 要領別紙7第2の1（3）ア（イ）の機械の移動に係る経費

ア 機械に係る経費の単価（以下「運搬経費」という。）は、対象となる機械（以下「対象機械」という。）の運搬に必要な経費（貨物自動車規格と運搬距離から下表の単価により算出した経費）（以下「必要経費」という。）と、移動に要した実費（以下「実行経費」という。）の比較によりいずれか低い額とする。高速道路等の経費は、労働力移動経費【高速道路等】に計上し、実行経費には含めないものとする。

貨物自動車規格 (最大積載量)	5kmまで	10kmまで	15kmまで	20kmまで	25kmまで	30kmまで	35kmまで	40kmまで	45kmまで	50kmまで
5t車まで	2,000	5,000	7,000	10,000	10,000	11,000	11,000	11,000	12,000	12,000
10t車まで	5,000	10,000	15,000	20,000	21,000	22,000	23,000	23,000	24,000	25,000
15t車まで	7,000	15,000	23,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	38,000
20t車まで	10,000	20,000	31,000	41,000	43,000	44,000	46,000	47,000	49,000	50,000
貨物自動車規格 (最大積載量)	55kmまで	60kmまで	65kmまで	70kmまで	75kmまで	80kmまで	85kmまで	90kmまで	95kmまで	100kmまで
5t車まで	13,000	13,000	13,000	14,000	14,000	14,000	15,000	15,000	15,000	16,000
10t車まで	26,000	26,000	27,000	28,000	29,000	29,000	30,000	31,000	31,000	32,000
15t車まで	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	49,000
20t車まで	52,000	53,000	55,000	56,000	58,000	59,000	60,000	62,000	63,000	65,000

イ 対象機械は、主伐等による素材生産及び再造林（地拵え・植栽・下刈り）を効率的に進めるために必要な高性能林業機械等*とする。

※「高性能林業機械等」の例

素材生産に必要なプロセッサ、ハーベスタ、スイングヤード、フォワーダ等の高性能林業機械のほか、グラップル、木材破砕機、木材輸送用トラック等の機械類

また、再造林に必要なグラップル、クラッシャー、木材破砕機、自動植栽機、自動草刈機等の機械類

ウ 機械の移動に係る経費は、対象機械の運搬・回送費とし、対象機械の組立・解体に要する費用、損料・リースレンタル料、燃料・油脂類等は補助の対象としない。

エ 労働力移動経費の算出に使用する運搬距離は、出向元事業体の事務所（以下「出向元事務所」という。）から業務地までの距離とする。ただし、リース機械等を使用する場合や出向元事務所以外の保管場所等（以下「保管場所等」という。）から対象機械を移動する場合は、業務地から保管場所等と出向元事務所までの距離を比較して、業務地に近い距離により算出する。

- (2) 要領別紙7第2の1（3）ア（ウ）の労働力の移動に係る経費

1キロメートル当たり30円とする。

- (3) 要領別紙7第2の1（3）イのマッチング経費

マッチングに要した補助対象経費により算出した実費とする。